

【麻しん対策】

Q 1 ある府民から、麻しんのワクチン接種をするため病院に行ったところ、ワクチンの在庫がないため断られたという話を聞いた。いつワクチンが入るかわからないとのことだった。この方は「こんな、ワクチンがないからということで知らん顔の医療行政で良いのか、私達に感染しても知らない、死ねということか」と厳しい指摘を受けた。

このような状況は大阪だけのことなのか、全国的なことなのか。ワクチンがきっちりと医療機関に届くことが重要である。現在の大阪府のワクチンの供給状況について聞く。

A 1 (医療対策課長)

○ 昨年からの風しんの流行を受け、国において、風しんの緊急対策として、患者報告数が多い東京都や神奈川県と大阪府、福岡県など合わせて7都府県に対し、先天性風しん症候群(CRS)を防ぐ観点から優先的にMRワクチンが出荷されることとなっている。

○ MRワクチンのひっ迫状況を把握するため、府内の卸売販売業者の在庫状況を把握しているところである。

○ その在庫量によると、現在のところ、府全体としては大きな不足状況にはないと認識している。

○ しかしながら、ワクチンの製造から出荷までには、培養や精製ろ過、凍結乾燥などの工程のほか、国による検定を受ける必要があり、一年程度の期間を要するものである。

そのため、急な需要増に対応しきれず、一部の医療機関などに、一時的に納品が滞る場合や、遅れが生じることもあり得ることから、引き続き在庫量の把握に努めるとともに、必要に応じ国や卸売販売業者等と調整してまいりたい。

Q 2 先日の本会議において、健康医療部長から、国の調査では国民の約95%が免疫を持っているとされているとの答弁があったが、残りの免疫を持っていない人のためにしっかりと感染症対策を行うことが必要である。

そのためにはワクチン接種が有効であり、円滑なワクチン接種には、接種できる医療機関の情報を府民が手軽に入手することが必要である。そのため、どの医療機関が現在ワクチンの在庫があり、接種が可能かという情報を大阪府が一元的に管理し、府民からの問い合わせに対応できるコールセンター、例えば#8000などと同様のものを開設すべきだと考えるがいかがか。

A 2 (医療対策課長)

○ 各医療機関のワクチンの在庫状況については、ワクチン接種や予約状況、納品時期などにより日々刻々と変動するものであることから、医療機関毎の把握は難しく、また即時性に欠けるため、コールセンターの開設は難しいと考えているが、卸売販売業者を通じた府内の在庫状況の把握に努め、国や医療関係団体との情報共有を図っているところ。

○ 大阪府として、ホームページ上で公開している府内の病院や診療所などの情報を提供する「大阪府医療機関情報システム」において各医療機関で取り扱っている予防接種

の種類などが確認できるようになっており、府民に対しこれらの情報を参考に個別に医療機関に問い合わせただけできるようホームページ等で案内してまいりたい。

○ さらに感染症に関する情報を「府政だより」や各市町村の広報誌などの紙媒体も活用し情報提供に努めてまいりたい。

【糖尿病性腎症重症化予防事業】

Q 1 次に、**糖尿病性**腎症重症化予防について伺います。糖尿病は、初期の段階では自覚症状もなく、治療せずに放置していると重症化し、網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、人工透析が必要となります。国が策定した「糖尿病性^{じんしょう}腎症の重症化予防プログラム」では、市町村がかかりつけ医、専門医と連携して、医療機関未受診者等に対する受診勧奨、重症化リスクの高い者への保健指導により、人工透析等への移行を防止するものです。各都道府県レベルでも、市町村に広げる取り組みを進めることが効果的とされています。平成29年9月定例会健康福祉常任委員会でも要望としてお願いしたが、全市町村において実施していくべきものです。当時、この予防事業を実施している市町村は28市町村とのことであったが、現在、府内市町村での実施状況はどのようになっているか。

A 1 (健康医療部副理事)

○府では、これまで、医師会等と連携し、かかりつけ医等の連携体制の構築や、市町村が行う効果的な受診勧奨や保健指導等を行うための技術的支援、府独自の財政支援などを行ってきたところであり、平成 30 年 7 月に実施した調査では、31 市町村が実施している。

Q 2 今後、全市町村実施に向けての課題と今後の対応はどのように考えているのか？

A 2

○ 今年度、糖尿病性腎症の取り組みに見識がある大学の研究者と府の保健師で未実施の市町村を訪問し、現状や課題をヒアリングした。

ヒアリングでは、マンパワーの問題、対象者の抽出や保健指導の方法、かかりつけ医や専門医との連携体制をどう構築していけばいいのかわからないなどの意見があった。

○ このため、健診データやレセプトを活用し、血糖値が高く治療の必要な人や治療中断者など、透析に至るリスクが高い人を簡便に抽出できるツールを府国保連合会と開発し、今年度中に市町村に配付する予定。

○ また、この抽出ツールなども活用して対策を進められるよう、31 年度から新たに糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業をモデル 5 地域で実施予定。

具体的には、大学研究者とも連携しながら、地域の専門医をアドバイザーとして任命し、かかりつけ医や地域の医療関係者との連携や保健指導の技術支援などを行うもの。

○そのほか、市町村の取組を促進するための府独自の国保保険者インセンティブの仕組みにおいて、先駆的・効果的な重症化予防の取組を行う市町村に対し交付金を交付する予定としており、市町村支援を強化することで、重症化予防対策をすすめてまいりたい。

Q 3 人工透析になってしまうと医療費もかかる。医療保険財政

にとっても大きな負担だが、具体的にはどれくらいか。また、患

者にとっても大きな負担だと思うがどうか。

A 3

○ 透析治療に必要な医療費は、患者 1 人につき 1 か月あたり外来血液透析では約 40 万円、腹膜透析では 35～70 万円といわれている(一般的には患者一人年 500 万円必要)。府内では糖尿病性腎症による新たな人工透析新規導入患者が年間 1100 人発生しており、年間 5 5 億円も増加している計算。医療給付費の増大への対策として大きな課題であると認識。

○ 経済的負担については、国の公費負担医療や府の助成制度により自己負担額が軽減されているものの、患者さんにとって、長期にわたる治療となるため、通院治療にかかる身体的負担や日常生活における食事や水分、塩分などの摂取コントロールなど患者本人や家族にとって大きな負担となる。

(要望) 府の医療費適正化計画でも糖尿病性腎症による新規透析^{どうにゅう}導入患者数を 1,100 人から 1,000 人にすると目標を立てている。また、国民健康保健運営方針でも医療費適正化の中で重症化予防対策に取り組むこととしている。

仮に透析新規導入者のうち 1 割を防ぐと、総額 5 億円の医療費削減効果となる。医療財政だけでなく、本人にとっても経済的負担や QOL 低下など大きな負担。この重症化予防事業は極めて重要であることは言うまでもない。引き続き、一層の取り組みをお願いしておく。

【がん検診受診率の向上について】

Q 1 次に、がん検診の受診率の向上について伺う。 がんを早期に発見し、早期治療を行うためには、がん検診を多くの府民に受けていただくことが重要である。 しかしながら、大阪府のがん検診受診率は、年々向上しているものの、依然として全国と比べて低位となっている。 このため、さらなる受診率の向上を図る必要があるが、さらに受診率を向上させるためには、工夫を凝らして、府民の目を引く方法で啓発を行うことが必要と考えている。

このような中で、昨年10月10日に、がん検診の受診を呼びかけるステッカーを貼り付けたタクシーを府庁正面玄関から出発させるというセレモニーを実施するとのお知らせがあったため、出席させていただいた。

このセレモニーは、知事出席のもと、府内タクシー会社8社にご協力いただき、約2,500台に貼って走行する予定として、テレビや新聞でも報道されたところ。 これには知事だけではなく、協力いただける府内タクシー会社の代表も出席していただいた。

このステッカーは、実際に貼ってみると、とても目を引くものであり、がん検診を広く府民に啓発する取り組みとして非常に有効であると考えている。私自身もPRのステッカーをいただいて、セレモニーの翌日から車の左右に取りつけているので、見た人は、「がん検診の呼びかけですか」と話される。

それにもかかわらず、2月現在、私の地元である枚方市や府庁近辺で目にする機会がほとんど無いように感じており、ステッカーの貼り付けが実現しているのかはなはだ疑問である。

現在、何台のタクシーがステッカーを貼り付け走行しているのか。また、がん検診の受診率向上に向けては、こういった地道な啓発活動を確実に実施することが重要であると考え、健康づくり課長の認識を伺う。

A1 (健康づくり課長)

- タクシーへのがん検診ステッカーの貼り付けについては、タクシー会社のご厚意でご協力いただき、取組みをすすめているところ。
- 委員にもご出席いただきました、10月の出発式以降、順次、貼り付けを行っていたところですが、現時点で貼り付けていただいているタクシーは、約500台となっている。
- この間、タクシー会社とは、調整を続けているところですが、今後、貼り付け台数を増やしていただけるとお聞きしている会社もあり、引き続き、一台でも多くのタクシ

一にがん検診のステッカーを貼り付けていただけるよう、協力を求めています。

○がん検診の受診率の向上には、府民一人ひとりの意識を高めていくことが重要であり、これまで、府政だより等による広報や、ポケットティッシュ等のグッズによる啓発に努めてきたところ。

○これらに加えまして、今年度は、大学生を対象とした啓発セミナーや、大型商業施設に乳がん検診車を派遣し、気軽に受診いただくモデル事業を実施するなど、新たな取り組みも進めているところ。

○引き続き、受診率の向上に向けて、市町村や関係機関と連携し、様々な取り組みを進めています。

Q 2 しっかりと進めてください。

さて、がん検診の受診率向上に向けては、市町村が実施するがん検診のみならず、職域のがん検診についても取り組みを進める必要があります、そのためには、企業等が自社の従業員にがん検診を受診してもらうよう受診勧奨を行うなど、企業等が自主的な取り組みを後押しするような仕組みが必要であると考えます。

そこで、職域のがん検診について、優れた取り組みを行った企業等を対象に、府から表彰する仕組みがあればよいと考えるが、健康づくり課長の考えはいかがか。

A 2 (健康づくり課長)

○ 委員ご指摘のとおり、企業等においても、従業員に対し、がん検診の啓発を行っていただき、受診につなげていただくことは大変重要と認識。

- 本府におきましては、平成27年度から、健康づくりに係る自主的・主体的な取り組みを行う企業や団体を表彰する「健康づくりアワード」を創設し、がん検診の受診に寄与する取り組みも評価の対象としている。
- これまで、従業員のがん検診に係る費用を補助する企業や、がん検診の精密検査を受けやすい環境づくりに取り組む企業なども表彰してきたところ。
- 引き続き、「健康づくりアワード」なども活用しながら、がん検診をはじめ、健康づくりにかかる優れた取り組みを行う企業等をしっかりと後押ししてまいりたい。

(要望)

今、答弁いただいたとおり、「健康づくりアワード」という表彰制度のなかに、企業が行うがん検診についての取り組みが、すでに評価項目の1つとして組み込まれていることは分かった。しかし、あくまでも、評価項目の1つに過ぎず、企業に意識を持っていただくには、もう一步踏み込む必要があると考える。

今は「2人に1人はがんになる時代」と言われるほど、がんは身近な病気になった。がんを早期に発見し、適切な治療につなげるため、私としては、がん検診が大変重要であると考えているが、大阪府の受診率は、全国と比して依然として低位である。一人でも多くの府民にがん検診を受けていただくには、企業における取り組みの強化も不可欠である。そのため、私は、「がん検診について優れた取り組みを行った企業を対象にした表彰制度を創設すべ

き」と提言させていただいた。

ぜひとも、私が申し上げた趣旨をご理解いただき、表彰制度を創設するよう、要望しておく。

また、先ほども指摘したが、あれだけ華々しくスタートしたタクシーへのステッカー取り付け対策でさえ、実際には20%しかできていないとなれば、他の事業での取組みの実態はどうか、どんな検証をしているのかと、疑問に感じざるを得ない。個々の事業が順調に進行しているのかどうか、チェックをしっかりとやっていただきたい。

(健康経営の取組について)

(Q1)

○ 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が課題となる昨今、企業の経営戦略として従業員の健康づくりに取り組む「健康経営」の普及が進んでいる。大阪経済を支える中小企業においても、従業員が元気に生き生きと働くことができるよう、職場においてもしっかりと健康管理ができる環境づくりが重要。

○ 「健康経営」を実践するためには、経営者とその趣旨を理解

し、リーダーシップを発揮しながら、具体的な戦略を立てて進めていくことが大変重要であるが、平成 28 年の近畿経済産業局の調査をみると、中小企業が健康経営に取り組むための課題として「ノウハウがない」、「どのようなことをしたらよいのか分からない」という回答が半数近くを占めている。

○ こういう状況の中、大阪府では、中小企業の健康づくりを推進するため、平成 27 年度から、健康寿命延伸プロジェクトとして、先ほど答弁のあった「健康づくりアワード」をはじめ、健康経営の必要性や取組み事例等を紹介する「健康経営セミナー」を実施。今年度から新たに、健康経営の専門家であるナビゲーターを中小企業へ派遣する、全国でも画期的な取組みを展開していると聞く。

○ このように様々な中小企業の健康づくり支援に取り組んでいるところであるが、これまでの具体的な実施状況について、健康づくり課長に伺う。

(A1) 健康づくり課長

○中小企業の健康づくりへの支援としては、これまで3つの取組みを推進。

○まず、一つ目は、先ほども答弁させていただいた「健康づくりアワード」。平成 27 年度から始めて、今年で4回目の開催。

○二つ目は、経営者や人事労務担当者等を対象とした「健康経営セミナー」を平成 27

年度から実施。昨年までは200人規模の講義形式のセミナーを年3回開催してきたところ。今年度は、それに加え、健康経営の具体的な手法を習得してもらえるよう、グループで話し合うワークショップ形式の少人数の実践セミナーを2回シリーズで開催。多くの参加者から「健康経営を進める上での悩みごとを共有できてよかった」など、大変好評を博したところ。

○三つ目は、中小企業健康経営に対する直接的な支援として、昨年度は、モデル的に、医師、保健師などで構成する「健康サポートチーム」を5業種5企業へ派遣。今年度は、新たに、中小企業診断士や社会保険労務士など「経営面」の専門家を加え、個々の企業に応じた健康経営の進め方や体制整備等についてアドバイスを行う「健康経営ナビゲーター」派遣事業を展開中。現在、製造業を中心に11社へ派遣している。

(Q2)

○ 健康経営の取組方法がわからない・ノウハウがない中小企業に寄り添い、アドバイスを行うナビゲーター派遣やワークショップ形式のセミナーを開催するなど、中小企業健康経営を積極的にサポートしていることは理解。

○ しかしながら、府の支援先は、府内中小企業29万社のうち、ほんの一握りに過ぎない。今後は、現在進めている健康経営の取組みを広く、府内全域に進めていくことが重要。

○ 折しも、先の9月議会において「健康づくり推進条例」を制定し、その中で、事業者の役割として「健康経営の推進」が規定されたところ。

中小企業における「健康経営」についても、条例に基づき、広く普及促進を図ることが重要であると考えるが、今後の展望について、健康づくり課長に伺う。

(A2) 健康づくり課長

○ 昨年10月に制定した「健康づくり推進条例」においては、事業者の役割として、「健康づくりに資する情報の提供、健康診査の実施その他の健康づくりの推進に取り組むとともに、健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努めるものとする」と規定し、健康経営の推進に努めることとしている。

○ 健康経営の普及啓発に向けては、府では、これまで、健康づくりアワード受賞企業や健康経営ナビゲーター派遣企業の取り組み事例を取りまとめ、ホームページへ掲載するとともに、健康づくり関係機関の主催するセミナーでの事例紹介など、様々な場面を通じて、広く健康経営の取り組みをわかりやすく発信してきたところ。

○ また、来年度は、条例第2条の定義に定めている保健医療関係者、医療保険者、健康づくり関係機関等が参画する「オール大阪」での推進体制を新たに設置する予定であり、こうした場面を活用するとともに、医療保険者や健康づくり関係団体等、健康づくりの実施主体と連携・協力し、健康経営の普及啓発に努めてまいらる。

(企業主導型保育事業の定員充足及び保育の質確保への取り組み)

Q1 企業主導型保育事業については、平成28年度に創設されて約3年が経過し、各種の課題が顕在化しているように思う。最近では、待機児童解消を目的として創設されたにも関わらず、利用率が6割に留まっていることや、保育の質への懸念を表す報道

などが目立つように思う。

このため、国において、今年 1 月に「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」が設置され、事業実施の状況を検証し、より円滑な事業実施のための改善策が検討されているところ。

その検討会において、挙げられた課題のひとつでもあるが、一部の事業所で定員割れをおこしている、と聞いている。

実際、私が訪問した企業主導型保育事業所は、開所して間もないこともあるが、入所児童が 1 人、といったケースもあった。企業主導型保育事業所を活用し、定員の充足率アップのため府としてどのように取り組んでいくのか、子育て支援課長に問う。

A 1 (子育て支援課長)

- 定員の充足率を向上するためには、まずは企業主導型保育事業を知っていただくことが重要と考えている。このため、平成 30 年度から、市町村に対して、地域枠の人数や歳児別の定員、申込先などを掲載したチラシを府独自で作成し、保育所等の入所担当者に配付し、相談に来られた市民の方への案内に利用してもらう取組みを始めた。
- また、来年度には、府民の皆様に向けては、企業主導型保育事業を PR するセミナーの開催を計画している。
- これらの取組みにより、事業の認知度を高め、利用促進につなげていきたい。

Q 2

企業主導型保育事業については、認可並みの基準を満たす施設と言われているが、実際は、保育士の割合が5割で良かったり、また、報道によると指導監督基準を満たしていない施設が7割程度あったことから、保育の質に対して懸念の声があがっている。

国の検討会のとりまとめの骨子案では、保育事業者型の新設の場合は、5年以上の事業実績を求めることや保育士割合を50%から75%以上に引き上げることが要件とされた。

私は、これらの要件に加えて、認可外保育施設の指導監督権限を有する地方自治体と補助主体である児童育成協会と連携して取り組むことが保育の質確保に重要だと考えている。

国の検討会資料でも「児童育成協会と自治体とで異なる指摘を受けた場合、どのように対応したらよいのか困惑している」といった意見が出されていた。

例を挙げると、児童票について、自治体と児童育成協会で異なる書式が提示され、児童育成協会推薦の書式を使っていたら、自治体の監査で「項目が足りない」との指摘を受けた、ということ

もあるように聞いている。このような状況では、事業者は、自治体か協会かいずれの指摘のもと行動すべきかわからず、そのため、具体的な改善につながらず、保育の質を確保できないのではないか。

そこで、府内自治体と児童育成協会との連携について、府としてのどのように取り組んでいくのかお尋ねする。

A 2 (子育て支援課長)

○ 企業主導型保育事業の保育の質を確保する観点から、指導監督権限を有する地方自治体と補助主体である児童育成協会が連携して事業者への指導を実施することは、事業者の具体的な改善を促すため重要だと考えている。

○ 現在のところ、児童育成協会から監査結果の提供を受け、指導監督権限を有する市町村に情報提供をしているが、共同での立入調査や実地指導の実施や行政側の監査結果を児童育成協会と共有するには至っておらず、十分な連携とまでは言えない状況。

○ このため、平成 31 年 1 月に、本府と児童育成協会が共同で企業主導型保育事業所への実地指導を試験的に実施したところ、事業者の理解をスムーズに得ることができ、一定の成果があがっている。

○ 来年度については、このような取組みをさらに進めるため、府内自治体と児童育成協会の意見交換の場を設定し、指導監査結果の共有や必要性の高い事業所を中心に共同で立入調査を実施する予定。今後、このような連携を深め、事業者の具体的な改善につなげてきたい。

Q 3 答弁をいただいたが、保育経験のない事業者の参入が多いとも聞いており、指導監査の連携だけでは、保育の質確保の

取組みとしては、不十分だと考える。

保育の質を確保していくためには、事業者には保育内容に対する理解を深めていただく必要があると考えるが、どうか。

A3（子育て支援課長）

- 平成30年度は、保育の質確保の取組みとして、企業主導型保育事業者向けの研修会を2回開催した。
- 施設管理者に対する研修では、「施設長の責務・役割、児童虐待に関すること」について、保育従事者に対する研修では、「アレルギーに関することや、子どもの発達と保育の内容」をテーマに実施。
- 特に、施設管理者には、保育施設は子どもたちが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であることを前提として、どのような保育を行えばよいのか、子どもたちの育ちに何が必要なのかをご説明し、経営やマネジメントだけでなく、保育に対する理解を深めていただけるよう工夫した。
- いずれの研修も、定員を上回る応募があったため、来年度は、受講枠の拡大を予定。今後とも、研修を通じて保育の質の確保を進めてまいりたい。

（まとめ）

企業主導型保育事業は待機児童の解消だけでなく、人材確保や離職防止にも役立つものと認識。

企業主導型保育事業が持続可能な事業となるよう、定員充足への取組みや保育の質確保の取組みをしっかりと続けてほしい。

【介護・保育人材の確保について】

Q 1 福祉を支える人材の確保が、非常に深刻な課題となっています。高齢化の進展による介護需要の増大や共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりに対し、事業者からは必要な人材を確保するのが非常に困難との声が聞こえています。生産年齢人口の減少に伴い、人材の確保は、今後ますます厳しい状況となっていくものと考えられます。

介護分野においては、従事者数そのものは一貫して伸び続けており、平成20年に府内で約9万5千人であった介護従事者数は、平成24年には約13万3千人、平成28年には約15万人と、8年間で約5万5千人増え、1.6倍に増加しています。

しかしながら、要介護高齢者数も同じような伸びとなっており、高まる需要に追いつけていないのが現状です。このままいくと、2025年には府内で約3万4千人もの介護人材が不足すると推計されています。

こうした状況にあっては、幅広い分野からの参入促進を図るとともに、労働環境・処遇の改善を進め、人材の定着を進めていく

ことが非常に重要です。また、外国人人材の活用を図っていくことも、今後重要な課題です。

府として、これらの課題に対し、どのような対応により介護人材の確保を図っていこうとしているのか、福祉人材・法人指導課長に伺います。

A 1 (福祉人材・法人指導課長)

- ・ 介護人材の確保につきましては、大阪府介護・福祉人材確保戦略に基づき、他産業との比較においても介護が魅力ある業界であることをPRするなどの「参入促進」の取り組みや、介護従事者の職場定着を図るための「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に向けた取り組みを進めております。

- ・ また、外国人人材の活用につきましては、平成29年9月から施行された在留資格「介護」に対応し、質の高い人材を安定的に確保するため、今年度においては、関係機関からなる「介護留学生適正受入推進協議会」を設置・運営するとともに、事業者の制度理解の促進に向けた研修を実施したところです。来年度は、さらに、先般の入管法の改正も踏まえ、新たな在留資格「特定技能」にも対応し、外国人人材の活用が図られるよう、国の動向を注視し、最新情報の把握に努めながら、引き続き協議会を運営し、関係者間で情報共有を図ってまいります。さらに、事業者向けの研修や先進事例の事例集作成などにより、受入環境の整備に努めてまいります。

- ・ 今後とも、時々々の状況を的確に踏まえ、府内の民間事業者において必要な人材を確保できるよう、必要な施策展開を図り、介護人材の確保に努めてまいります。

Q 2 次に、保育人材についてお尋ねします。府内の保育所等に勤務している保育士・保育教諭の数も伸び続けており、平成23年に府内で約25,000人であったのが、27年には約28,000人と、

4年間で約3,000人増え、29年度には約33,000人と、2年間で約5,000人が増え、大きな増となっている。

しかしながら、待機児童解消のために受け皿整備を進めていることもあり、現場では保育士不足との声をよく耳にする。また国が、平成29年6月に定めた子育て安心プランでは、平成30年度から34年度までの5年間で女性の就業率を約80%に対応できる受け皿を整備するとも言っていることから、保育需要はますます増加し、保育士確保も引き続き求められるものと思う。

このような状況の中で、府としてどのような対応により保育人材の確保を図っていこうとしているのか、子育て支援課長に聞く。

A2（子育て支援課長）

- ・ 保育人材確保については、大阪府としても重要な課題と認識しており、これまでも人材養成、復職支援、離職防止の3つの観点から取組みを進めております。
- ・ 人材養成については、平成27年度より地域限定保育士試験を実施し、受験回数の増加を図ってまいりました。また、今年度より通常の試験とあわせて、保育実技講習会方式による試験を全国で初めて同時実施いたしました。受験者に多様な受験方法を提示すること等により、平成30年度の全体の合格者は前年度と比べ約1.4倍、約3百人増加しており、一定の人材確保が図られたものと考えております。
- ・ 潜在保育士に対しては、平成27年度より、セミナー開催や保育体験など復職支援を行うとともに、国の制度による処遇改善加算を実施しております。これにより保育施設への就業促進を図るとともに、賃金改善やキャリアアップの仕組みをとり入れることにより、働き続けることができる環境の整備を進めています。

- ・ また、市町村の保育人材確保について、国庫補助事業を通じて支援を行うとともに、本府独自の取組みとして、新子育て支援交付金に、上限額500万円の市町村を支援する新規メニューを設定することとし、予算案を本議会で提案しているところです。
- ・ 人材確保策に即効的なものは難しいが、今後とも、こうした取組みを直実に進め保育人材の確保に努めてまいります。

【誰もが将来に希望の持てる福祉の実現に向けた提言】

Q 1 大阪の現状と将来を見ると、2040年には高齢者が全体の36%となる一方、出生率は人口維持に必要な2.07を下回る1.2台で推移するとの推計がなされており、少子高齢化が今後一層進むことが予想される。また、平成27年度の府内における単独世帯の割合は37.6%となっており、家族形態の変化にも起因する地域コミュニティの希薄化等が課題となっている。

一方、人口構成の変化や福祉ニーズへの対応により、例えば2019年度当初予算における福祉部関係の社会保障関係費は154億円増と、社会保障費は増大している。加えて、2025年に34,000人不足すると推計されている介護人材不足など、福祉基盤の弱体化も喫緊の課題である。

そのような中ではあるが、新聞社が1月に実施した世論調査で、

夏の参院選で一番議論してほしい項目として「社会保障」があがるなど、様々な世論調査のデータでも府民の福祉ニーズは高く、こういった課題に正面から向き合い、取組んでいくことが府民の最も期待していること。

これまで府は、大きく4分野、具体的には地域福祉、障がい者支援、高齢者支援、子どもの支援という視点でさまざまな取組みを行い、一定の成果もあげてきたと思う。まずは、これまでの主な取組について福祉総務課長にうかがう。

A 1（福祉総務課長）

- ・ 福祉部のこれまでの主な取組について、各分野にまたがることから、福祉総務課長からお答えする。
- ・ まず、地域福祉の分野では、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に向け、全中学校区におけるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置や、生活困窮者自立支援システムの構築、福祉基金を活用した民間団体への積極的な支援などに取り組んできたところ。
- ・ 次に、障がい者支援の分野では、入所施設や精神科病院からの地域移行の推進、安心して働き続けるための就労支援の強化、発達障がい児者支援などの施策の谷間にあった分野への支援の充実の3つの分野を最重点施策として取り組んでいる。
- ・ また、高齢者支援の分野では、市町村における地域包括ケアシステムの構築等を推進するため、様々な取組みを進めており、今年度からは府内の全市町村とともに、有識者を交えた検討会を定期的を開催し、地域における課題の共有を図るとともに、府が市町村向けに地域差分析やアドバイザー派遣、研修等を行うことで、地域の課題解決の後押しをしているところである。

・子どもの支援の分野では、子どもの成長を社会全体で支えるため、子ども家庭センターの体制強化や警察・民間団体との連携などによる児童虐待防止対策はもとより、保育所等の整備や保育士確保などの待機児童解消に向けた取組、さらには、子ども輝く未来基金や市町村の取組を後押しするための新たな補助金を創設するなどの子どもの貧困対策を強力に推進してきた。

・さらには、福祉分野に横断的に必要となる基盤づくりとして、喫緊の課題である介護人材の確保・育成や福祉分野の防災対策にも力を注ぎ、府民福祉の向上に努めてきたところ。

Q 2 これまでの取組についてお聞きしたが、何事も対処療法ではなく、根本から解決する道を探ってもらいたいと考えている。

例えば、児童虐待の問題について、子どもの命に関わる事態になる前に、未然防止する、又は早期発見して食い止める、そのための仕組みが必要である。

すでに、市町村や医療機関、母子保健の関係機関と連携して発生予防の取組を進めていただいているが、児童虐待の根絶のため、どの部分をさらに強化する必要があり、そのためにどのような仕組みづくりを進めていく必要があると考えておられるのか、子ども室長にうかがう。

A 2 (子ども室長)

・ 近年、虐待相談対応件数等が大幅に増加している状況等も踏まえると、「児童虐待へ

の対応」に加え、委員ご指摘のように「児童虐待を未然に防止する」という観点からの対策も非常に重要と考えている。

- ・そのため、重篤な事案に進展する前の軽度・中度の段階で適切に対応する。あるいは、その兆候を早期に発見し、迅速に対応する。さらには、保護者が孤立せず子育てしやすい環境づくりを行うといった観点からの施策を重層的に実施する必要があると考えている。

- ・具体的には、住民に身近な市町村において、子育て相談や支援、軽度な虐待事案等に適切に対応できるよう子ども家庭総合支援拠点の整備促進に努めるとともに、門真市で実施したモデル事業を踏まえ、課題のある子どもを支援に繋いだり、見守りを行うことができるよう、市町村における地域ネットワーク構築のための支援を行っていく。

- ・さらには、子を持つすべての保護者に対して、必要な時に必要な支援や助言を行えるよう相談窓口の充実や職員の専門性の向上にも努めてまいりたい。

- ・今後とも、市町村をはじめとする関係機関と十分連携しながら、子育て支援の充実と虐待防止対策に取り組んでまいらる。

Q 3 次に、障がい者の差別解消についてお聞きする。大阪府では、2016年、平成28年4月の障害者差別解消法の施行と同時に、大阪府障害者差別解消条例を施行し、これまで障がい理解の促進に向けた啓発と相談及び紛争の解決のための体制整備を両輪に、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組んできたが、この間の障がい当事者などからの相談についてはどのような状況になっているか。

また、現状についてどのようにとらえ、今後どのように取り組んでゆこうと考えているのか、障がい福祉企画課長にうかがう。

A 3 (障がい福祉企画課長)

・ 条例施行以降、障がい当事者等から大阪府が受けた相談件数は、平成 28 年度が 103 件、そのうち「不当な差別的取扱い」あるいは「合理的配慮の不提供」が疑われるものが 24 件、平成 29 年度は継続分も含め、相談件数が 170 件、同じく差別等が疑われるものが、45 件となっている。平成 30 年度は 12 月末時点になるが、同じく 142 件と 22 件となっている。

・ 相談件数は増加傾向にあり、これは障がい当事者をはじめ、府民の方々の「障がい者差別の解消」に向けた意識の高まりによるものと考えられるが、相談事例の中には、事業者等の理解不足の面も見受けられ、事業者をはじめ、府民全体に対し、継続して障がい理解の促進に取り組むことが必要であると考えている。

・ 相談事例を踏まえて改訂した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」などにより、事業者等に対する啓発を行うとともに、日常的な関りが多い商品・サービス分野をターゲットとした研修用 DVD 等を活用し、従業員に対して事業者自らが障がい理解に関する啓発に取り組めるよう支援してまいり。

また、市町村をはじめとする関係機関と十分連携しながら、地域での取り組みにより府民全体に障がいへの理解が広がるよう取り組んでまいり。

Q 4 社会の状況が大きく変わり、ニーズも変化する中、府民は将来に不安を抱えている。その不安にこたえ、誰もが将来に希望が持てるよう、特に課題が大きく、取り組みが必要な分野を見極めた上で、大きな視点でそれらの課題に取り組み、「真に必要な人に、必要なときに、必要な質・量のサービスが行き届く」社会を実現

してほしい。

視点の一つ目は、「役割分担」。これまでも言われてきたことではあるが、福祉の困難な課題に対応するにあたり、国・府・市町村、そして地域がそれぞれの役割を踏まえた上で、連携・協力していかなければ、根本的な解決は難しい。

国は、給付や全国統一のルールづくりなどのナショナルミニマムを果たすべきであるし、市町村は、さらに力をつけ、地域の実情に応じた特色ある取組みを地域の核となって実施していくことが必要。それらに対し、府は広域自治体としての調整機能をさらに発揮していただきたい。

そしてもう一つは、SDGsの理念でもある、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現という視点。先ほど児童虐待対策の例を挙げたが、ほかの施策についても、課題を早期に把握して地域と一緒に解決していく仕組みづくりができるのではないかと、思う。

以上、私の思うところを述べさせていただいたが、こうした点も踏まえ、今後、どのような課題に特に力を入れて府民福祉の向

上に取り組んでいくのか、福祉部長におうかがいする。

A 4（福祉部長）

- ・ 今、将来の福祉課題に取り組む際の視点について、貴重なご提言をいただいた。いただいた視点はいずれも、我々が施策を構築するにあたり忘れてはならない大変重要なもの。
- ・ 福祉の課題は数多いが、ご質問いただいた課題、子どもの命にかかわる児童虐待や障がい者差別解消などは、人権上の観点からも極めて重要であり、今後とも重点的に取り組んでいく。
- ・ また、超高齢化社会に対応するための地域包括ケアシステムの構築が重要と認識。加えて、福祉の基盤となる介護・保育人材など「人づくり」にも一層意を用いてまいりたい。
- ・ 誰一人取り残さない地域共生社会の実現に受け、「制度のはざま」と言われる方々のニーズも見落とすことなく的確にとらえ、常に現場の声をしっかり把握しながら、課題解決に向けて、国に提言するとともに、府としても必要な施策を講じていく。